

東京圏から群馬県桐生市への移住でもらえる

# 桐生市移住支援金

申請期間：令和7年4月1日（火）～令和8年2月10日（火）



单身

**60**万円



世帯

**100**万円



18歳未満1人につき※

**100**万円

※3人まで

## 対象となる方

チェック1～4の全ての要件を満たす方に、上記の金額を支給します。



### チェック1

移住前の要件として、下記①～③のいずれかを満たしますか？

#### ①在住

移住前の10年間のうち、  
通算5年以上、  
東京23区内に在住している

#### ②通勤

移住前の10年間のうち、  
通算5年以上東京圏に在住し、  
東京23区内に通勤している

#### ③在住+通勤

移住前の10年間のうち、  
①+②を合算して  
通算5年以上となる

●東京圏とは、4都県（東京都・神奈川県・千葉県・埼玉県）のことです。※条件不利地域を除く

●②と③の通勤期間には、東京23区内の高等教育機関（大学、短大、高等専門学校等）への通学期間も加算できます。



### チェック2

移住直前の1年間、連続して東京23区内に在住、  
または東京圏に在住で東京23区内への通勤をしていましたか？

●通勤の場合は、移住直前の1年間のカウント起点を、住民票を移した日の3か月前まで遡ることができます。



### チェック3

移住後の要件として、下記①～⑤のいずれかを満たしますか？

#### ①就業（一般）

マッチングサイ  
ト掲載の求人  
に応募し採用  
された



#### ②就業（専門）

内閣府が実施  
する専門人材  
事業を利用し、  
新規就業した

#### ③起業

群馬県の起業  
支援金事業に  
応募し、起業  
支援金の交付  
決定を受けた

#### ④テレワーク

移住前の仕事  
を、移住後も  
週20時間以上  
テレワークで  
継続している

#### ⑤関係人口

市指定の商工振興施策を利用し、開  
業や法人設立・移転・事業承継した。  
または、農林水産業に就業、家業等  
に就業、市内に事業所のある企業等  
に正規従業員として就業した



### チェック4

過去10年以内に移住支援金の交付を受けていないですか？  
申請から5年以上、桐生市に居住する意思がありますか？

以下の場合には返金対象となりますので、ご注意ください。

●5年以内に他市町村へ転出する ●虚偽の申請をする ●1年以内に退職する（チェック3①②就業の場合）

●起業支援金の交付決定を取り消される（チェック3③起業の場合）

# フローチャート

移住支援金の対象か、チェックしてみましょう。

